



伊野税務署からのお知らせ

■問い合わせ 伊野税務署 ☎ 893-1121

■ 所得税、復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費税の申告と納税

所得税、復興特別所得税及び贈与税の申告と納税の期限は **3月17日(月)**まで

個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税の期限は **3月31日(月)**までとなります。

毎年、期限間近になりますと税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はできるだけ自分で作成して、お早めに提出してください。

■ 振替納税制度のご利用を

所得税及び復興特別所得税や個人事業者の消費税及び地方消費税の納税の方法に、振替納税制度があります。この制度を利用すれば、金融機関の預貯金口座から振替によって納税することができるので、大変便利です。新たに振替納税を希望される場合は、税務署又は預貯金先の金融機関に、「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

振替口座の口座振替日	所得税及び復興特別所得税	4月22日(火)
	消費税及び地方消費税	4月24日(木)

■ 確定申告書等作成コーナーで申告書作成

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って該当項目を入力することにより、所得税、復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。作成した申告書は、直接、電子申告するか、A4サイズの普通紙に印刷して郵送などで税務署に提出することができます。

確定申告は便利な e-Tax で！

申告と納税は期限内に！

e-Tax を
利用すると…

詳しくは国税庁
ホームページへ

国税庁 で 検索

① 自宅からネットで申告

税務署に行かなくても、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、自宅からネットで提出(送信)できます。

② 添付書類の提出を省略

確定申告を e-Tax で行う場合、医療費の領収書などは、その記載内容を入力して送信することにより、書類の提出又は提示を省略することができます。(法定申告期限から5年間、税務署から提出又は提示を求められることがあります。)

③ 還付がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は3週間程度で処理しています。
※ 自宅等から e-Tax で1月・2月に申告した場合は、2~3週間程度で処理しています。

④ 24時間いつでも利用可能

所得税及び復興特別所得税の申告期間中は、24時間 e-Tax の利用が可能です。(メンテナンス時間を除く。)

e-Tax の
ご利用に当たっては
事前に準備が必要です

1 電子証明書の取得

市町村、登記所のほか、民間発行機関などが発行する電子証明書が必要です。(具体的な取得方法及び費用については、発行機関にお尋ねください。)

2 ICカードリーダーライタの購入

利用する電子証明書の仕様に合ったもの確認の上、家電量販店やインターネット販売などでお求めください。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法が改正されました。

主な改正内容は次のとおりです。

- ・ 消費税収入の用途の明確化(社会保障財源化)
- ・ 消費税率の引上げ(4月1日から8%) など

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。伊野税務署(☎ 893-1121)までお問い合わせください。

国税庁ホームページ(URL) : <http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm>

また、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」により、消費税の円滑かつ適正な転嫁のために、次の4つ対策が講じられています。

- ① 転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置
- ② 転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置
- ③ 価格の表示に関する特別措置(総額表示義務の特例)
- ④ 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

詳しくは、政府共通の相談窓口「消費税価格転嫁等総合相談センター」にお問い合わせください。

専用ダイヤル : 0570-200-123 【受付時間】月~金曜日 9:00~17:00 (3月・4月は土曜日も受付)

URL : <http://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)